

調達仕様書

第1章 総則

1、目的及び用途

本仕様書は、海士町が調達する「シングルシード養殖用籠類」（以下「本漁具」という。）について規定する。

現在策定中の第2期浜プランにおいて種苗生産施設及び作業保管施設の建設により、イワガキの増産を計画している。独自のシングルシード養殖用の籠類でサイズ毎に籠養殖を実施することにより成長率や形状、身入りが向上し、品質が高いイワガキを生産する。

【事業の効果】

品質の高いイワガキを生産することにより、首都圏における販促活動競争力をつける。

【事業の用途】

実入りと形状の良さを実現するためのシングルシード養殖方法の工程の一部として三角籠と丸籠を導入し首都圏における販促活動競争力をつける。

現在海中で養殖している稚貝を、速やかにサイズ毎に選別し、籠養殖へ移し替える。ホタテ養殖やカキ養殖の過去の例から、同じサイズ毎に籠養殖することで均等に成長させることができる。

2、納入場所

島根県隠岐郡海士町大字福井 諏訪港物揚げ場

※詳細な納入場所は別途指示による。

3、検査

本漁具は、海士町役場の検査職員による検査を受け。合格しなければならない。

4、その他

- (1) 本漁具の輸送、組立て、調整は受注者側で行うこと。※陸上で組立まで。
- (2) 受注者は、令和2年2月20日までに海上へ設置可能な状態にすること。
- (3) 受注者は、本漁具納入後、発注者へ充分な取扱説明を行うこと。
- (4) 本漁具の納品後、構造上の欠陥、破損等は受注者の負担により速やかに交換にて対応を行うこと。但し、使用者による過失、天災等による不測の事故、および付着物による汚損に起因する場合はこの限りではない。

第2章 本装置の構成

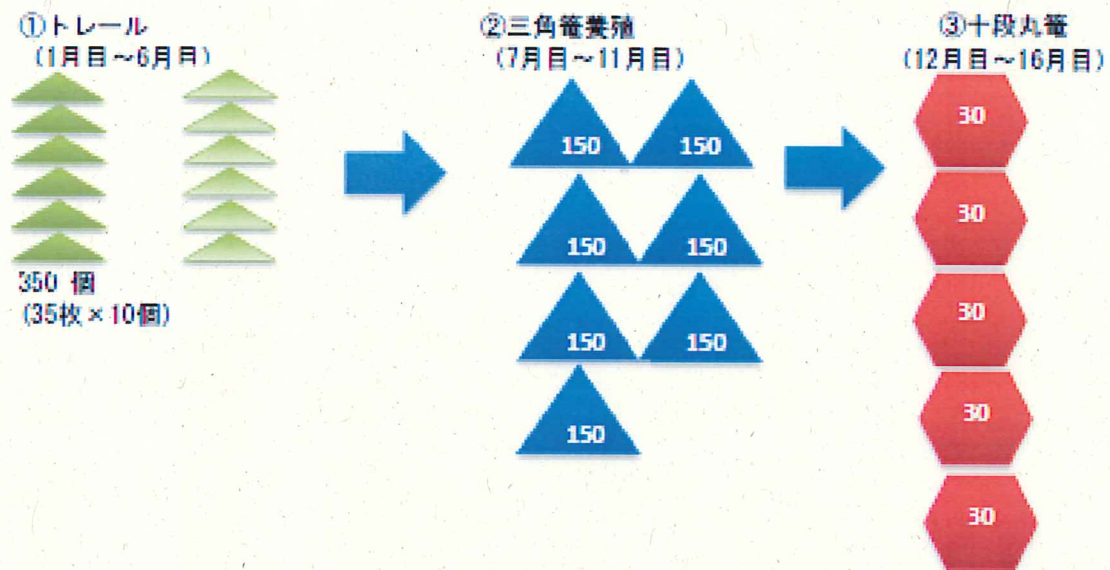
1、本装置の構成

【調達物品の数量・数量・仕様】

番号	工種構成	構造・規格	事業量	単価	金額
1	丸籠(ランタン籠)	6分目、10段、50cm径(1籠当り)	1,500 枚		
2	三角籠(提灯笼)	4分目、蛙又、34cm角(1籠底辺)	3,000 枚		
3					
4					
5					
	計				
	消費税額			10%	
	合計				

2、図・写真等

1) 養殖方法イメージ図



【三角籠】



【丸籠】

